平成２４年（フ）第２７６号
和歌山県岩出市野上野35番地の11
債務者　石橋　弘淳
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５９号
和歌山県有田郡有田川町大字岩野河297番地１
債務者　土井喜代子（旧姓湯森）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７５号
和歌山県紀の川市東三谷256番地
債務者　井出口　都（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９８号
和歌山県岩出市西国分134番地の１　２―309号、申立時の住所和歌山県岩出市西国分558番地の５
債務者　篠原　寿文
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９９号
和歌山県岩出市西国分134番地の１　２―309号、申立時の住所和歌山県岩出市西国分558番地の５
債務者　篠原　佳美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３８号
和歌山県海南市日方868番地４
債務者　九鬼　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２８号
香川県高松市香川町浅野1656番地10
債務者　河村　　潤
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２４２６号
横浜市神奈川区亀住町16番地３　宮尾ハウス102号
債務者　前堂　　博
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５１号
横浜市青葉区元石川町3716番地３　スカイガーデン元石川402
債務者　岩田　光雄
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５７号
横浜市瀬谷区相沢３丁目１番地１　サンテラス平本101
債務者　水口　　敏
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７１号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地１街区４号棟403号室
債務者　大内　一真
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０４号
横浜市戸塚区汲沢４丁目20番13号
債務者　小松　　睦
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１８号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目22番16号　メイプルタウン六番館201
債務者　松田　　賢
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４７号
神奈川県鎌倉市佐助２丁目14番２号　202
債務者　稲島　　慎
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３５号
北海道旭川市永山５条２丁目５番12号
債務者　木下　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４３号
北海道上川郡上川町栄町73番地47
債務者　小倉　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部